

成田小学校改築基本計画策定支援業務委託

プロポーザル募集要項

令和4年8月

成田市教育委員会
教育部学校施設課

1. 業務概要

- (1) 業務名称 成田小学校改築基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 成田小学校の改築に係る基本計画策定支援
- (3) 履行期間 契約日翌日から令和5年3月31日まで
- (4) 計画概要
 - ①建物名称 成田市立成田小学校
 - ②所在地 成田市幸町948-1
 - ③建物用途 小学校、児童福祉施設等
 - ④敷地面積 23,248 m²

2. 参加資格

- (1) 参加申し込みをする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。
 - (ア) プロポーザルの参加募集開始の日までに、令和4年・5年度成田市入札参加資格者名簿に「測量等」部門「建築関係建設コンサルタント業務」として登載されている者。
 - (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
 - (ウ) 一級建築士（本委託の公告日現在、3ヶ月以上の直接的・恒常的な雇用関係にある者に限る）の資格を有する者1名を、本業務の管理技術者として配置できる者であること。なお、管理技術者は担当技術者を兼務することはできないものとする。
 - (エ) 総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野について、1名ずつ選定し、本業務の担当技術者として配置できる者であること。ただし、構造については、兼務しても構わないこととする。
 - (オ) 本委託の公告日現在、3ヶ月以上の直接的・恒常的な雇用関係にある者を、本業務の総合（意匠）分野の担当技術者として配置できる者であること。
 - (カ) 本委託の参加者募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
 - (キ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又はこの公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成14年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

- (ク) 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税金を滞納していないこと。
- (ケ) 平成24年度以降に次に掲げるいずれかの業務を受注し完了した実績があること。
- ① 延床面積 5,000 m²以上の小・中・義務教育学校の新築又は改築の基本設計及び実施設計に関する業務実績
- (コ) 配置技術者の実績
- ① 管理技術者は、上記(1)ケの業務において、管理技術者としての業務実績を有する者とする。
- ② 担当技術者は、上記(1)ケの業務における実績を有する者を1名以上参加させること。

3. プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

日 程		内 容
①	8月10日（水）	募集要項の公表
②	8月12日（金）～8月18日（木）	質問受付期間
③	8月24日（水）	質問回答書の公表
④	8月25日（木）～8月30日（火）	参加表明書等（第1次審査書類）の受付期間
⑤	9月 6日（火）	第1次審査結果の通知（予定）
⑥	9月15日（木）～22日（木）	技術提案書等（第2次審査書類）の受付期間
⑦	9月27日（火）	第2次審査（提案ヒアリング）（予定）
⑧	10月中旬	第2次審査結果通知・公表（予定）

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。成田小学校改築基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会が審査し、選定します。なお、委員は以下のとおりとします。

委 員	
委員長	教育部長
副委員長	教育部担当次長
委 員	企画政策課長
委 員	建築住宅課長
委 員	学校施設課長
委 員	学務課長
委 員	教育指導課長

5. 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。

参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位 4 者程度を選定します。

評価項目	配点（15 点満点）
① 配置予定の技術者の資格	5
② 配置予定の技術者の業務実績	10

(2) 第一次審査結果の通知

審査結果について、令和 4 年 9 月 6 日（火）に文書発送し、応募者に通知します。

（応募及び審査状況により変更となる場合があります。）なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

6. 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容を踏まえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者（第一位契約候補者）及び優秀者（第二位契約候補者）を選定します。なお、評価点が 100 点満点の内 60 点に満たない場合及び評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが 0 点の評価をした場合は契約候補者として選定しないこととします。

評価項目	配点（100 点満点）
① 第一次審査の評価点	15
② 業務実施方針	25
③ 評価テーマに対する技術提案	50
④ 受託予定金額	10

※同点の場合は、評価項目③評価テーマに対する技術提案の評価点が高い方を上位の者として選定します。

(2) 提案ヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり応募者ごとにヒアリングを行います。

(ア) 実施日時（予定）

令和 4 年 9 月 27 日（火） ※詳細については、応募者に別途通知します。

(イ) 実施場所

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 市庁舎

(ウ) 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて 3 名以内とします。説明及び質疑応答については、管理技術者又は総合（意匠）分野の担当技術者が行ってください。

(エ) ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間 15 分以内で説明してください。
その後、質疑応答を 15 分以内で行います。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。(プロジェクター、スクリーンは事務局で準備します。)

(3) 第二次審査結果(契約候補者)の通知

審査結果については、令和 4 年 10 月中旬に応募者に通知するほか、市ホームページに最優秀者(第 1 位契約候補者)及び優秀者(第 2 位契約候補者)の事業者名及び評価点を公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。

7. 応募手続き

(1) 募集要項等の公表

(ア) 公表方法

令和 4 年 8 月 10 日(水)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードをして使用してください。

(イ) 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受付します。

① 受付期間

令和 4 年 8 月 12 日(金)から令和 4 年 8 月 18 日(木) 午後 5 時まで

② 提出方法

質問書(別記第 8 号様式)により作成のうえ、事務局(学校施設課)へ Eメール又は FAX により提出してください。なお、提出後は事務局へ送受信等の連絡をしてください。

③ 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和 4 年 8 月 24 日(水)に市ホームページにて公表します。

(2) 参加表明書等の提出

(ア) 提出場所

担当部署(事務局)

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市教育委員会 教育部 学校施設課

TEL 0476-20-1585(直通)

FAX 0476-24-4326

E-mail shisetsu@city.narita.chiba.jp

(イ) 提出期間

令和4年8月25日(木)から令和4年8月30日(火) 午後5時まで

(ウ) 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等の提出後、応募者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

- ① 参加表明書(別記第1号様式)
- ② 別記第2号様式～別記第4号様式
- ③ 2. 参加資格(2)、(3)の資格を証するもの
 - ・一級建築士事務所登録証明書の写し
 - ・一級建築士免許書等の写し
 - ・常勤又は社員であることを証明できるもの
- ④ 法人概要
 - ・会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
 - ・役員名簿

(エ) 提出方法

- ① 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。)
- ② 郵送及び宅配の場合、令和4年8月30日(火)午後5時までに必着とします。なお、郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限るものとします。
- ③ 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

(オ) 提出部数

9部(正1部、副8部) ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。

(カ) 参加表明書等の留意事項

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- ② 提出書類は返却しません。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。
- ④ 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- ⑤ 提出された管理技術者及び担当技術者は、原則、変更できません。

(キ) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- ② 書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。

- ④ 4. (1)で規定する委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
 - ⑤ その他委員会が不適格と認めた場合。
- (3) 技術提案書等の提出
技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。
- (ア) 提出場所
担当部署（7. (2) (ア) と同じ）
 - (イ) 提出期間
令和4年9月15日（木）から令和4年9月22日（木） 午後5時まで
 - (ウ) 提出書類
技術提案書等の提出は以下のとおりとします。
 - ① 技術提案書（別記第5号様式）
 - ② 業務実施方針及び受託予定金額（別記第6号様式）
 - ③ 評価テーマに関する提案書（別記第7号様式）
 - (エ) 提出方法
 - ① 持参、郵送又は宅配によるものとします。（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。）
 - ② 郵送及び宅配の場合、令和4年9月22日（木）午後5時までに必着とします。なお、郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限るものとします。
 - ③ 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。
 - (オ) 提出部数
9部（正1部、副8部） ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。
 - (カ) 技術提案書等に要する費用
費用は、すべて応募者側の負担とします。
 - (キ) 技術提案書等の留意事項
7. (2)(カ)に記載の他、下記に記載のとおりとします。なお、技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方—適切に設計者選定を行うためのマニュアル—」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）の49～53ページを参照してください。
 - ① 技術提案書等は、1者につき1提案とします。
 - ② 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と応募者との協議において、公表されることにより応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。特に別記第7号様式は公表することを踏まえて作成してください。

- ③ 市が必要と認めるときは、技術提案書等は無償で使用できるものとします。また、技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得てください。
- ④ 技術提案書等は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。
- ⑤ 視覚的表現は、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。
- ⑥ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- ⑦ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象となりません。
- ⑧ 応募者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載しないでください。

(ク) 失格事項

7. (2)(キ)に記載の他、委託限度額を超える受託予定金額を記載した場合とします。

8. 策定支援業務委託の契約

- (1) 市は、最優秀者（第1位契約候補者）と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。
- (2) 市は、技術提案を尊重しますが、策定支援業務委託において市の方針を優先いたします。
- (3) 最優秀者（第1位契約候補者）が7. (2)(キ)に記載の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

9. 委託限度額（消費税を含む）

14,330,800 円

10. 技術提案を求めるテーマ

- (1) 校舎・グラウンド等と所要室の配置計画について
学校の運営・各種行事を考慮した上で、計画敷地内に校舎をおさめるとともに、グラウンドを最大限かつ有効に設けた配置計画。駐車場は全て敷地内に設けること。必要諸室を考慮したゾーニングを行うこと。

- (2) 工事中の安全計画について
 小学校敷地内において、居ながら工事を行うことから、児童の安全を第一に考えた工事計画を行うこと。

1.1. 計画地の概要

- (1) 用途地域等
 (ア) 所在地 千葉県成田市幸町948-1
 (イ) 敷地面積 23,248 m²
 (ウ) 用途地域等

用途地域	成田都市計画地域，市街化区域，第一種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	4m, 2.5h, 4h
地区計画	指定なし
防火地域	指定なし，建築基準法第22条指定区域
その他地区等	宅地造成等規制区域内，景観区域

- (2) インフラ整備状況等
 (ア) 上水道 成田市水道部から供給
 (イ) 下水道 公共下水道処理区域
 (ウ) 電力 (株)成田香取エネルギーから供給
 (エ) ガス 東京ガス(株)から供給
 (オ) 接道 北側道路 5.1m (建築基準法第42条1項3号道路)
 北東側道路 1.8m (建築基準法第42条2項道路)
 北西側道路 2.7m (建築基準法第42条2項道路)
 南東側道路 2.7m (建築基準法第42条2項道路)

- (3) 周辺環境等
 計画地は、成田市の中心街に位置し、周辺には成田山新勝寺、隣接して低層住宅が立地しています。また、敷地西側に高低差があり敷地より低い位置にJR線が通っています。

1.2. 計画概要

- (1) 整備方針
 本市では、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA 教育プラン」において「子どもの多様な個性 能力を伸ばし 未来をひらく力を育む」を基本理念とし、特色ある学校づくりを進めることとしております。また、長寿命化計画において、上位計画の方向性に沿った施設整備の方針が示され、学校施設の目指すべき姿として「安心・安全な学校施設」「教育環境の向上」「地域施設としての学校活用」としてあります。これらを踏まえ整備を進めていくこととします。

- (ア) 配置計画
 - ・学校、児童ホーム、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- (イ) 校舎の整備
 - ・学校の運営・各種行事を考慮した計画すること。
- (ウ) グラウンドの整備
 - ・グラウンドを最大限かつ有効に設けた配置計画とすること。
- (エ) 駐車場の整備
 - ・教職員及び児童ホーム送迎用の駐車場（75台）を計画すること。

(2) 施設条件

(ア) 想定面積

延床面積 = 約 9,600 m²

(イ) 定員（最大想定人数）

令和 10 年度児童数（令和 4 年 5 月 1 日推計より）

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
児童数	143	119	126	127	133	130	778
学級数	5	4	4	4	4	4	25

(ウ) 必要諸室

- ① 普通教室 25 教室，特別支援教室 6 教室，少人数教室 6 教室
- ② 理科室，家庭科室，音楽室，図工室，各準備室，英語教室
- ③ 図書室，クリエイティブルーム，多目的室，ことばの教室（通級指導室）
- ④ 職員室，校長室，事務室，保健室，応接室，会議室，更衣室，相談室
印刷室，放送室，教材室，配膳室，倉庫
- ⑤ 児童ホーム（3 児童ホーム分）※1 児童ホーム定員 40 人
- ⑥ 共用部
- ⑦ 屋内運動場
- ⑧ プール
- ⑨ 将来の増築スペース（現在、成田小学区内である不動ヶ岡区において、（仮称）成田市不動ヶ岡土地区画整理事業が進められていることから、上記児童数に 300 人及び 8 学級加える計画とする。）

(3) 既存建物概要（代表的建物）

建物名	構造	階数	延床面積	建築年	備考
校舎	RC 造 一部 S 造	3	6,523	S37・S42・S45 S46・H21	
屋内運動場	RC 造	2	1,789	S56	
プール	S 造	1	55	S45	

(4) 補足事項

整備時の児童推計、さらに施設整備手法の検討結果によって、定員、機能などについて再度検討する場合があります。

1.3. 委託内容

主な内容については、次のとおりとします。詳細については仕様書（案）を参照してください。

(1) 基本計画書（案）の作成

成田小学校の計画敷地、計画建物の概要をまとめるとともに、施設規模、所要室の構成、必要な設備や機能、構造について検討し、成田小学校全体の配置及びレイアウト図（各階平面図・仮設計画図等）の作成を行うこととします。なお、配置計画においては、工事手法やコスト比較等の案を複数提示し、比較検討することとします。また、土地利用計画図、ゾーニング図を作成し、工事期間中の安全計画、設備切りまわし、工程ごとの仮設計画図を作成することとします。

(2) 業務支援

基本計画案等を検討するための会議・近隣住民等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等。